

所得税、市・県民税の申告は お早めに！

【と き】 **2月16日(木)～3月15日(木)** ※土・日曜日を除く。

午前9時～午後5時

※申告会場の混雑状況によっては終了時間前に受付を締め切ることがありますので、午後4時ごろまでにご来場ください。

【ところ】 **ゆめドームうえの 第2競技場（所得税・市県民税合同申告会場）**

※申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。

※「上野税務署」「伊賀県税事務所」「伊賀市役所」は、申告会場ではありませんのでご注意ください。

◆ 申告が必要な人は？ 申告が必要な人は、おおむね次のとおりです。

■ 所得税の確定申告が必要な人

- ①事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成23年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合
 - ②給与所得者で
 - 給与の年収が2,000万円を超える場合
 - 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
 - ③複数の事業所から給与を受けている人で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- ※確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

■ 市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、伊賀市に居住する人で、次のいずれかに該当する場合、申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をする人は申告の必要がありません。

- ①給与所得者で
 - 勤務先から給与支払報告書が伊賀市に提出されていない場合
 - 給与所得以外の所得があった場合
- ②公的年金所得者
 - 支払者から公的年金等支払報告書が伊賀市に提出されていない場合
 - 公的年金等以外の所得があった場合
- ③給与所得・公的年金等以外の所得があった場合
- ④雑損控除や医療費控除などを受けようとする場合
- ⑤伊賀市以外の市町村に居住する人の扶養になっている場合

◆ 申告に必要なもの

- ①印鑑・筆記用具
- ②申告書（税務署または市役所から送付されている人）
- ③平成23年中の所得が明らかにできる書類
 - 給与・報酬・賃金・年金がある人は源泉徴収票または支払調書（いずれも原本）
 - 営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書または決算書（事前に作成しておくこと。）
 - 配当・一時・雑所得などの所得がある人はその所得を証明する書類
- ④控除を受けるために必要な証明書など
 - 国民年金保険料の控除証明書または領収書
 - 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書または証明書（年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。）

- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの領収書または証明書
 - 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書（あらかじめ支払金額を計算しておくこと。）
 - そのほか、受けようとする控除の必要書類または証明書類
 - ⑤所得税の還付申告をする人は預貯金口座情報のわかるもの
- ※上記以外に申告内容によっては、ほかの書類などが必要になる場合があります。

※昨年度のご自身の申告書の控え、申告資料をお持ちいただくと、納税番号などの確認がスムーズに行えます。

昨年の確定申告で、e-Taxを利用して申告した人や、申告会場でパソコンによる電子申告をした人、国税庁のホームページで申告書を作成し書面で提出した人については、電子申告の推進およびペーパーレス化の促進のため、確定申告書用紙が送付されませんので、ご了承ください。



◆会場までの無料送迎バスについて

伊賀市役所、各支所、各地区市民センター（上野地区）と、「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。

■伊賀市役所（市営上野公園駐車場前）⇔ ゆめドームうえの

運行日	伊賀市役所発時刻	ゆめドームうえの発時刻
2月16日(木)・21日(火)・23日(木)・28日(火)	9:00 10:00 11:00	9:30 10:30 11:30
3月1日(木)・6日(火)・8日(木)・13日(火)	13:00 14:00 15:00	13:30 14:30 16:15

■地区市民センター・各支所 ⇔ ゆめドームうえの

発着場所		運行日
地区市民センター	支所	
神戸・比自岐・依那古	青山支所	2月17日(金)・22日(水)・3月1日(木)・6日(火)
府中・中瀬	阿山支所	2月21日(火)・29日(水)・3月9日(金)・15日(木)
友生	伊賀・大山田支所	2月16日(木)・24日(金)・3月7日(水)・13日(火)
長田・小田	島ヶ原支所	2月22日(水)・3月2日(金)・9日(金)・14日(水)
古山・猪田	—	2月17日(金)・28日(火)・3月14日(水)
諏訪・新居・三田	—	2月23日(木)・3月2日(金)・7日(水)
花垣・花之木・久米	—	2月24日(金)・29日(水)・3月8日(木)

【注意事項】

- ①地区市民センター・各支所と、「ゆめドームうえの」間の送迎バスについては、場所により発着時刻が異なります。バスの時刻表は各地区市民センターおよび各支所振興課にありますので、お問い合わせください。
- ②バスは交通事情その他諸般の事情により、運休または発着時刻が若干遅れる場合がありますのでご了承ください。

◆市・県民税申告会場

開催日	会場
2月8日(水)・9日(木)	島ヶ原支所 2階会議室
2月15日(水)・16日(木)	大山田農村環境改善センター 多目的ホール
2月22日(水)・23日(木)	青山福祉センター 教養娯楽室2
2月29日(水)・3月1日(木)	あやま文化センター 会議・工作室
3月7日(水)・8日(木)	いがまち保健福祉センター 研修室

●いずれも受付時間は午前9時30分～正午、午後1時～4時
※定員になり次第、受付を締め切ります。

※市・県民税申告会場は毎年かなりの混雑で来場者の皆さんにご迷惑をおかけしています。今年も例年どおり混雑が予想されますので、なるべく合同申告会場である「ゆめドームうえの」をご利用いただきますようお願いいたします。

申告書をもとに 証明書を発行しています

市・県民税の申告が必要な人が申告しないと、借り入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書（所得証明書・課税証明書）が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。申告は市民生活に欠かせないものですから、申告が必要な人は必ず申告してください。



要介護認定などを受けている人の 税の障害者控除について

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない人で、要介護認定などを受けており一定の条件に該当する65歳以上の人は、「障害者控除対象者認定書」により所得税や市・県民税の障害者控除を受けることができます。（ただし、本人およびその扶養者が、所得税や市・県民税が非課税の場合は該当しません。）「障害者控除対象者認定書」の交付を受けるためには、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 介護高齢福祉課
☎ 26-3939 FAX 26-3950

【申告書の送付先・問い合わせ】

●所得税の確定申告 〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地
上野税務署 ☎21-0950

※確定申告に関するお問い合わせ専用窓口「確定申告電話相談センター」が、3月15日(木)まで開設されます。上野税務署（☎21-0950）にかけて、番号『0』を選択してください。

●市・県民税の申告 〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市企画総務部課税課市民税係 ☎22-9613 FAX 22-9618